

パブリック・コメント手続（意見募集）

子ども・子育て支援新制度に係る施設等の基準を定める
条例骨子案等について

意見募集期間

平成26年（2014年）

6月17日（火）～7月7日（月）

横須賀市児童福祉審議会

お問い合わせ先：こども育成部こども施設指導監査課
電話 046-822-8224（直通）



パブリック・コメント手続にあたって

急速な少子化の進行や子育てをめぐる様々な課題を背景に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育ての支援の充実を図るため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（①子ども・子育て支援法、②認定こども園法の一部改正法、③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法の3つ）が制定・公布されました。この法律による子ども・子育て支援新制度は、平成27年4月からスタートする予定です。

新制度では、子どもに関連する施設や事業の運営等の基準は、国が示す基準を踏まえて、横須賀市が条例等で定めることとなっています。

当審議会は、これらの条例等の整備にあたり、利用者の処遇等の質の確保を図り、かつ、地域の実情等を踏まえた適正・適切な基準等を策定するために、平成25年8月29日に市長から諮問を受けました。

これを受け、当審議会では、子ども育成分科会とその下部組織として設けた専門部会（教育・保育施設等の設備・運営基準等検討部会、放課後児童クラブ設備・運営基準検討部会）を中心に、国が示す基準等の内容をそのまま受け入れるのではなく、本市にふさわしい基準等となるように、その内容について検討を重ねてきました。

このたびのパブリック・コメント手続は、これまでの検討の結果をとりまとめ、当審議会が市長に答申を行うにあたり、当審議会としての基準等の案に対してご意見を伺うものです。

《制定又は改正する条例・規則》

- 1 （仮称）幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例【新規】
- 2 （仮称）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【新規】
- 3 （仮称）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例【新規】
- 4 （仮称）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例【新規】
- 5 （仮称）保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則【新規】
- 6 児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例【改正】

【目次】

1	子ども・子育て支援新制度の主なポイント	1
2	子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像	2
3	子どものための教育・保育給付を受けるための認定	3
4	制定又は改正する条例・規則の内容	4
	◆（仮称）幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案	4
	◆（仮称）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案	7
	◆（仮称）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子案	9
	◆（仮称）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案	11
	◆（仮称）保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則案	13
	◆児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例改正案	14
	意見の提出方法	16

1 子ども・子育て支援新制度の主なポイント

このパブリック・コメント手続と関係する子ども・子育て支援新制度の主なポイントは、次のとおりです。

(1) 子どものための教育・保育給付の創設

認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の「施設型給付」と、小規模保育等への「地域型保育給付」が創設されます。

新制度による教育・保育を受ける際には、保護者が申請を行い、子どもの保育の必要性や必要量について市町村の認定を受けることとなります。

また、幼稚園と保育所で別々になっている利用手続きや公費負担の仕組みなどに共通のルールができます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じて、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの子育て支援を充実させます。

(3) 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

幼保連携型認定こども園について、幼稚園と保育所で別々になっていた認可・指導監督の権限（幼稚園は県／保育所は市）が市に一本化されます。

また、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられることとなります。

(4) 市町村が制度の実施主体

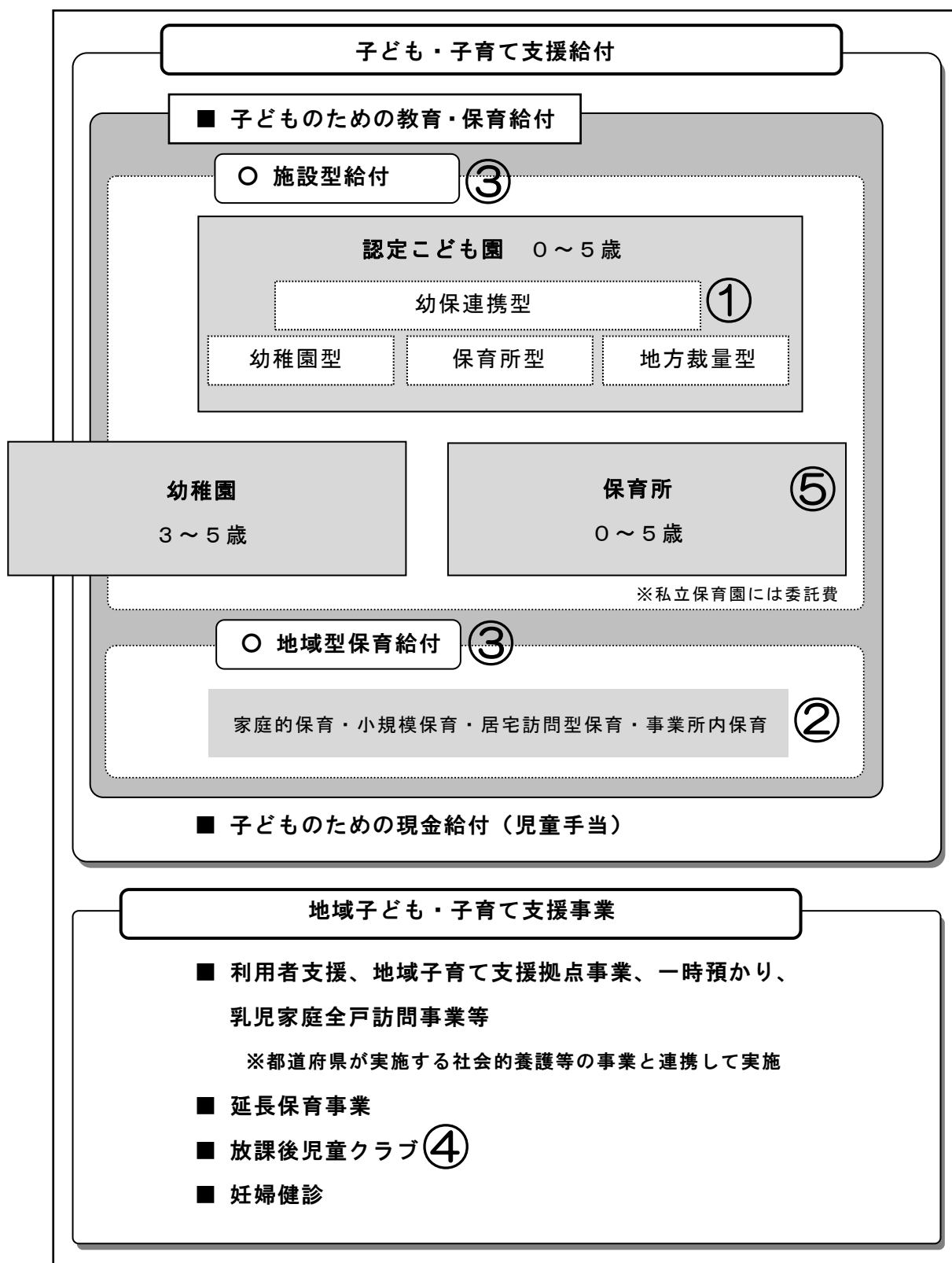
新制度の実施主体は市町村となります。

「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業を実施します。

また、施設や事業の運営のために必要な設備・運営の基準は、市町村の条例等で定めることとなっています。

2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像は次の図のようになります。



①～⑤は、パブリック・コメント手続の対象となる条例が関係する部分です。

3 子どものための教育・保育給付を受けるための認定

「2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像」のうち、小学校就学前の子どもが、「子どものための教育・保育給付」を受けるためには、保護者の申請に基づき、保育の必要性や必要量について、本市の“認定”を受ける必要があります。

教育・保育の必要性などに応じて、3つの認定があります。

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる 子ども	年 齢	満3歳以上		満3歳未満
	保育の必要性	不要	必要	
保 育 必 要 量		—	保育標準時間／保育短時間 ⑥	
利用 できる もの (原則)	認定こども園	○	○	○
	幼稚園	○		
	保育所		○	○
	地域型保育事業			○

⑥は、パブリック・コメント手続の対象となる基準が関係する部分です。

■保育の必要性

保護者の就労、病気等、子どもが家庭で必要な保育を受けることが困難な事由がある場合に、保育の必要性を認定します。

■保育の必要量

保護者の就労状況等に応じて、保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）の認定を行います。

4 制定又は改正する条例・規則の内容

◆（仮称）幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 制定する条例

（仮称）幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例の概要

本条例は、幼保連携型認定こども園の適正な運営を確保するために、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第13条第1項の規定に基づき、事業の設備・運営の基準を定めるために制定するものです。

【P2：2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像 ①の部分】

本市では、基本的には国が示す基準（「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号））と同一の基準を条例に定めただうえで、以下の基準については、本市独自の基準を設けることとします。

【幼保連携型認定こども園】

単一の施設として、学校教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設

（1）職員の数

	国の基準の内容	本市が独自に定める内容
園児の区分	職員の数	
満4歳以上	おおむね30人につき1人	27人につき1人
満3歳以上満4歳未満	おおむね20人につき1人	18人につき1人
満2歳以上満3歳未満	おおむね6人につき1人	5.2人につき1人
満1歳以上満2歳未満		4.5人につき1人
満1歳未満	おおむね3人につき1人	2.57人につき1人

【考え方】

現在、本市では、保育所の職員配置について、児童の処遇の向上とその水準の維持を図るため、国が定める基準を上回る基準を設けています。

本市の教育・保育の水準を維持するため、幼保連携型認定こども園についても、国の定める基準に上乘せし、保育所と同様の職員の配置基準を設けます。

(2) 調理室の設置・食事の提供

国の基準の内容	本市が独自に定める内容
<u>一定の要件を満たす幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、当該施設外で調理し搬入する方法により行うことができる。</u>	幼保連携型認定こども園は、当該施設内で調理する方法により食事の提供を行わなければならない。

【考え方】

近年、食物アレルギーの児童が多く、これまで以上にきめ細やかな対応が求められていること、また、食育基本法が制定され、調理職員と保育士が一体となり食育に関する事業を展開していることから、本市内の保育所では、自園での調理を行うこととしています。

幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様、自園での調理を行うものとします。

なお、既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を円滑に進めるため、移行する幼稚園について経過措置を設けます。

(3) その他設備等

国の基準の内容	本市が独自に定める内容
幼保連携型認定こども園には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 ①放送聴取設備 ②映写設備 ③水遊び場 ④園児清浄用設備	幼保連携型認定こども園には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 国の基準の①～⑥と同様

<p>⑤図書室</p> <p>⑥会議室</p>	<p>⑦調乳室</p> <p>⑧浴室</p> <p>⑨相談室</p> <p>⑩駐車場</p>
-------------------------	--

【考え方】

現在、保育園の設備の基準として本市が定めている内容と合わせ、幼保連携型認定こども園についても、必要に応じて次の設備を備えることを求めます（努力義務）。

- ・園児の安全の確保や衛生面への配慮から、調乳室・浴室の設置。
- ・保護者等からの多様な相談に対して、個人情報を保護する観点から、相談室の設置。
- ・利用者の利便性の向上（園児の送迎など）や近隣住民等の安全の確保のため、駐車場の設置。

3 施行日

平成27年4月1日（予定）

4 条例の見直し

本条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日以後5年以内に見直しを行うものとしします。

◆（仮称）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 制定する条例

（仮称）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例の概要

本条例は、家庭的保育事業等（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）の適正な実施を確保するために、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、事業の設備・運営の基準を定めるために制定するものです。

【P2：2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像 ②の部分】

本市では、基本的には国が示す基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第61号））と同一の基準を条例に定めたいとあわせて、以下の基準については、本市独自の基準を設けることとします。

【家庭的保育事業】

定員5人以下で、家庭的保育者の居宅等で行う保育

【小規模保育事業】

定員6～19人で行う小規模な保育

【居宅訪問型保育事業】

子どもの居宅で行う家庭的保育者による保育

【事業所内保育事業】

事業所内の施設等で、事業所の従業員の子どもと、その他の地域の子どもに対して行う保育

（1）職員

	国の基準の内容	本市が独自に定める内容
・小規模保育事業B型 ・小規模型事業所内保育事業	保育従業者のうち <u>半数以上</u> は保育士とする。	保育従業者のうち <u>4分の3以上</u> は保育士とする。

【考え方】

小規模保育事業B型は、現在の認可外保育施設からの移行を想定したのですが、児童の処遇の向上とその水準の維持を図るため、保育従業者のうち保育士の占める割合に

ついて、国の基準を上回る本市独自の内容を設けます。また、小規模保育事業B型の職員配置に準じている小規模型事業所内保育事業も同様とします。

(2) 「離島その他の地域」に関する規定について

国の基準には、「離島その他の地域」に関する規定がありますが、本市は該当しないため、条例を定める際には関係する規定を削除します。

3 施行日

平成27年4月1日（予定）

4 条例の見直し

本条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日以後5年以内に見直しを行うものとする。

◆（仮称）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
骨子案

1 制定する条例

（仮称）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

2 条例の概要

新制度では、子ども・子育て支援法に基づく給付が受けられる教育・保育施設または地域型保育事業として適切かどうかについて、本市が“確認”を行うこととなります。

本条例は、確認を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」の適正な運営を確保するために、子ども・子育て支援法第34条第2項・第46条第2項に基づき、施設・事業の運営の基準を定めるために制定するものです。

【P2：2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像 ③の部分】

本市では、基本的には国が示す基準（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号））と同一の基準を条例に定め、以下の基準については、本市独自の基準を設けることとします。

【特定教育・保育施設】

施設型給付費の支給対象となる施設として本市が確認を行った、認定こども園・幼稚園・保育所

【特定地域型保育事業】

地域型保育給付費の支給対象となる事業として本市が確認を行った、家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業

（1）記録の整備

国の基準の内容	本市が独自に定める内容
<p>次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>①特定教育・保育／特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>②特定教育・保育／特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>③市町村への通知に係る記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p>	<p>次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>国の基準の①～⑤と同様</p>

⑤事故の状況及び事故に際して採った処 置についての記録	⑥給付の請求に係る諸記録
--------------------------------	--------------

【考え方】

給付費の過払いについての対応を適切に図る観点から、「給付の請求に係る諸記録」についても、ほかの必要な記録と合わせ、完結の日から5年間保存することとします。

(2) 市外の地域型保育事業所の確認を行う場合の特例

国の基準の内容	本市が独自に定める内容
なし	市外にある地域型保育事業所について 確認の申請があった場合の基準は、その事業所がある市町村の基準を用いる。

【考え方】

本市外にある地域型保育事業所から確認の申請があった場合、本市が条例で定める基準に基づいて審査を行うと、その事業所のある市町村の基準と異なるときには、確認を行うことができない可能性があります。

利用する子どもに対する円滑な保育の提供、事業所の負担軽減の観点から、本市外にある地域型保育事業所の確認を行う際には、事業所のある市町村の基準を用いて審査することとします。

(3) 「離島その他の地域」に関する規定について

国の基準には、「離島その他の地域」に関する規定がありますが、本市は該当しないため、条例を定める際には関係する規定を削除します。

3 施行日

平成27年4月1日（予定）

4 条例の見直し

本条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日以後5年以内に見直しを行うものとします。

◆（仮称）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子案

1 制定する条例

（仮称）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 条例の概要

本条例は、放課後児童健全育成事業の適正な実施を確保するために、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、事業の設備・運営の基準を定めるために制定するものです。

【P2：2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像 ④の部分】

本市では、基本的には国が示す基準（「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号））と同一の基準を条例に定めたいと見做し、以下の基準については、本市独自の基準を設けることとします。

【放課後児童健全育成事業】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び・生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

■施設基準の経過措置

国の基準の内容	本市が独自に定める内容
なし	現在運営されている放課後児童健全育成事業者については、当分の間、放課後児童健全育成事業所に必要な専用区画の面積基準への適合を猶予する。

【考え方】

現在運営されている放課後児童健全育成事業者は、新制度への移行後、「児童1人につきおおむね1.65㎡」という放課後児童健全育成事業所に必要な「専用区画」（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）の面積基準を満たさない場合があります。

そこで、新制度への円滑な移行を図るため、条例の施行の時点で運営している事業者については、面積基準への適合を当分の間猶予する経過措置を設けることとします。

3 施行日

平成27年4月1日（予定）

4 条例の見直し

本条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、施行の日以後5年以内に見直しを行うものとします。

◆（仮称）保育の必要性の認定等に関する基準を定める規則案

1 基準の概要

本基準は、保育が必要な子どもについて、保護者の就労状況等に応じて保育必要量の認定（保育標準時間又は保育短時間）を行うために必要な基準を定めるものです。

【P3：3 子どものための教育・保育給付を受けるための認定 ⑥の部分】

国が定める保育必要量と保護者の就労時間の関係は、次のとおりで（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号））、このうち、保育短時間を認定する際の保護者の就労時間の下限を定めます。

なお、この基準については、横須賀市の規則で定める予定です。

区分	利用可能時間（日）	保護者の就労時間の下限（月）
保育標準時間	11時間	120時間
保育短時間	8時間	48時間以上64時間の範囲で、市町村が定める時間

■保育短時間認定に当たっての就労時間の下限

国の基準（内閣府令）の内容	本市が規則で定める内容
1月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定める時間	1月当たり64時間

【考え方】

新制度の開始時には、保育士の確保など保育の受け皿が十分に整備されていないと考えられることから、保育短時間認定に当たっての就労時間の下限を、1月当たり64時間とすることとします。

なお、この就労時間の下限については、既存の保育園や幼稚園の認定こども園への移行状況などをふまえ、今後、適宜見直しを検討します。

3 施行日

平成27年4月1日（予定）

◆児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例改正案

1 改正する条例

児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例

2 厚生労働省令の改正

保育所については、子ども・子育て支援新制度の中で、「特定教育・保育施設」として、位置づけられています。

【P2：2 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像 ⑤の部分】

保育所には、従来の①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（認可基準）に加え、②特定教育・保育施設としての運営に関する基準（運営基準）も満たすことが求められることとなりました。

これら2つの基準は、内容的に、相互に密接に関係していることから、②の制定と併せて、厚生労働省令第62号（平成26年4月30日公布）により、①について所要の改正が行われました。

パブリック・コメント手続と関係する改正点は、次の2つです。

(1) 保育所の運営についての重要事項に関する規程（第13条第2項／新設）

保育所の運営についての重要事項に関する規程を定めることとしたものです。

保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- ① 施設の目的及び運営の方針
- ② 提供する保育の内容
- ③ 職員の職種、員数及び職務の内容
- ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- ⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- ⑥ 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- ⑦ 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ 保育所の運営に関する重要事項

(2) 保育所の避難施設等（第32条第8号ロ表／改正）

保育室などを4階以上に設置する場合の、避難用階段などの設置要件を見直すこととしたものです。

		改正前	改正後
4階以上	常用	1 屋内避難階段又は特別避難階段 2 屋外避難階段	改正なし
	避難用	屋外避難階段	1 <u>特別避難階段に準じた屋内避難階段（排煙設備を有するもの）</u> 又は <u>特別避難階段</u> 2 <u>屋外傾斜路</u> 3 屋外避難階段

※常用・避難用それぞれ1つ以上の施設又は設備を設ける。

(3) 業務の質の評価等（第49条全部改正）

保育所は、自ら保育の提供等その行う業務の質の評価を行い、常に改善を図らなければならないこととし、また、定期的な外部評価の実施とその公表を行い、常に改善を図るよう努めることとするものです。

3 省令改正に対する本市の考え方と条例改正案

上記2の3つの基準については、子ども・子育て支援新制度の円滑な運営、適切な避難施設等の確保のために必要なものであることから、国の基準と同じ内容で条例を改正することとします（条例第17条・第44条・第49条関係）。

4 施行日

平成27年4月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 平成26年（2014年）6月17日（火）から7月7日（月）まで

2 あて先 こども育成部 こども施設指導監査課 指導監査係

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

（1）（市内在勤の場合）勤務先名・所在地

（2）（市内在学の場合）学校名・所在地

（3）（本市に納税義務のある場合）納税義務があることを証する事項

（4）（当該パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合）利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

（1）直接持ち込み

- ・こども育成部こども施設指導監査課（横須賀市役所はぐくみかん5階）
- ・市政情報コーナー（横須賀市役所2号館1階32番窓口）
- ・各行政センター

（2）郵送

〒238-8550

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所 こども施設指導監査課

（3）ファクシミリ

046-827-0652（こども育成部こども施設指導監査課）

（4）電子メール

cfr@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予め御了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。

【 目 次 】

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 （平成26年内閣府令第39号）	1
○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 （平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）	9
○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 （平成26年厚生労働省令第61号）	14
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 （平成26年厚生労働省令第62号）	21
○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 （平成26年厚生労働省令第63号）	22
○子ども・子育て支援法施行規則 （平成26年内閣府令第44号）	25

官報正誤表

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令第三十九号）

ページ	段	行		
五	下	十九	法第十九条第一号第三号	誤
六	上	八 終わりにから	障害児入所支援施設	障害児入所施設
六	下	二十九	特定教育・保育	特定地域型保育
七	上	十五 終わりにから	法第三十四条第五項	法第四十六条第五項
七	下	六 終わりにから	「支払を」とあるのは「支払を、	「額の支払いを」とあるのは「額の支払を、
八	上	十七	第四十三条第一項中	当分の間、第四十三条第一項中

◎家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第六十一号）

二十	十五	ページ	段	行	誤	正
下	上					
十八	十八				第四十一条	第四十二条
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律						子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第六十二号）

二十一	ページ	段	行	保育室	誤	保育室等	正
上							
終わりから 十三							

○内閣府令第三十九号

子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第三十四条第三項、第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。
平成二十六年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準

目次

- 第一章 総則(第一条e、第三条)
- 第二章 特定教育・保育施設に関する基準
- 第一節 利用定員に関する基準(第四条)
- 第二節 運営に関する基準(第五条e、第三十四条)
- 第三節 特別施設型給付費に関する基準(第三十五条・第三十六条)
- 第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
- 第一節 利用定員に関する基準(第三十七条)
- 第二節 運営に関する基準(第三十八条e、第五十条)
- 第三節 特別地域型保育給付費に関する基準(第五十一条・第五十二条)

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法(以下「法」という)第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村(特別区を含む。以下同じ)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四條の規定による基準
- 二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五條第一項、第六條(第五項を除く)、第七條、第十三條、第十五條、第二十四條から第二十七條まで、第三十二條、第三十五條及び第三十六條並びに附則第二条及び第三条第一項の規定による基準
- 三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三十七條及び附則第四条の規定による基準
- 四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十四條から第二十七條まで、(第五十条において準用する場合に限る)、第三十二條(第五十条において準用する場合に限る)、第三十八條第一項、第三十九條(第四項を除く)、第四十條、第四十二條第一項から第三項まで、第四十三條、第四十四條、第五十一條及び第五十二條並びに附則第三条第二項及び第五條の規定による基準
- 五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六條第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの

(定義)
第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 小学校就学前子ども 法第六條第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 二 認定こども園 法第七條第四項に規定する認定こども園をいう。

- 三 幼稚園 法第七條第四項に規定する幼稚園をいう。
- 四 保育所 法第七條第四項に規定する保育所をいう。
- 五 家庭的保育事業 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六條の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。

- 六 小規模保育事業 児童福祉法第六條の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
- 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六條の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 八 事業所内保育事業 児童福祉法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。

- 九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。
- 十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。
- 十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。
- 十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
- 十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。

- 十四 特定教育・保育施設 法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 十五 特定教育・保育 法第二十七條第一項に規定する特定教育・保育をいう。
- 十六 法定代理受領 法第二十七條第五項(法第二十八條第四項の規定において準用する場合を含む)又は法第二十九條第五項(法第三十條第四項の規定において準用する場合を含む)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

- 十七 特定地域型保育事業者 法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- 十八 特定地域型保育 法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育をいう。
- 十九 特別利用保育 法第二十八條第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
- 二十 特別利用教育 法第二十八條第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
- 二十一 特別利用地域型保育 法第三十條第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- 二十二 特定利用地域型保育 法第三十條第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

- (一般原則)
- 第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という)は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立つて特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

- 第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
- 第一節 利用定員に関する基準

- (利用定員)
- 第四条 特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る)は、その利用定員(法第二十七條第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ)の数を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども区分については、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

一 認定子ども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分
二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども区分
三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子ども区分

第二節 運営に関する基準

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合)については、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設(認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども総数(当該特定教育・保育施設が設置している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合)については、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設(認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設が設置している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設(認定子ども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によつて、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。

第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

(心身の状況等の把握)
第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども(心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。)(小学校等との連携)
第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(教育・保育の提供の記録)

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第二十七条第三項第一号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たつて、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - 二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - 三 食事の提供に要する費用(法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)
 - 四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - 五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求めるとして書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもと心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

- 一 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)以下「認定こども園法」という。)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。)
- 二 認定こども園(認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。)
- 三 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)
- 四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たつては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもと心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもと保護者が偽りその他不正な行為によつて施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- 一 施設の利用及び運営の方針
- 二 提供する特定教育・保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

十二 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によつて特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

十三 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。（定員の遵守）

第十四 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行つてはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第十五 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設を選択すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

第十六 支給認定子どもを平等に取り扱う原則）

第十七 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもは国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。（虐待等の禁止）

第十八 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十九 特定教育・保育施設は、その運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第二十 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

第二十一条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を介して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を介して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

第二十三条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

第二十五条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（情報の提供等）

第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

第二十九条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

第三十一条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十二条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十三条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十四条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十五条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十六条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十七条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十八条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第三十九条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十一条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十二条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十三条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十四条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十五条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十六条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十七条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十八条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第四十九条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第五十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第五十一条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

第五十二条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三條 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三十四條 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たつての計画

二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録

四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

第三節 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第三十五條 特定教育・保育施設(保育所に限る。この条において同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設(認定)」とも「園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第三十六條 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。次項において同じ。)が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第二項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章(第六条第三項及び第七条第二項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども」の数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども」の数」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子ども」については主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

第三十七條 特定地域型保育事業者のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第二十九条第一項の確定において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型(同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。)にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業者(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第六十六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他利用定員(事業所外保育事業)を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

第二節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第三十八條 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第三十九條 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合において、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況等を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あつせん、調整及び要請に対する協力)

第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項(同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第四十二条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定子ども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう)を提供すること。

三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設(児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう)その他の市町村の指定する施設(以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

3 事業所内保育事業を行う者であつて、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たつて、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第二十九条第三項第二号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合は法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする)をいう)の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第二十九条第三号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合は法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合は法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ)の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たつて、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受領することができる。

4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受領することができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品

二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(特定地域型保育の取扱方針)

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子ども心身の状況等に依り、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(特定地域型保育に関する評価等)
第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する特定地域型保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- 五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項(第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。)
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(定員の遵守)

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(記録の整備)

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

- 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たつての計画
- 二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- 三 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録

(準用)
第五十条 第八条から第十四条まで(第十条及び第十三条を除く。)、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費(法第二十八条第一項に規定する特別施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは、「地域型保育給付費(法第三十条第一項に規定する特別地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替へるものとする。

第三節 特別地域型保育給付費に関する基準
第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(次条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもとの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

(施行期日)

第一条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

第二条 特定保育所(法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第十三条第一項中(法第二十七条第三項第二号に掲げる額(特定教育・保育施設が)とあるのは(当該特定教育・保育施設が)と「定める額」とをいう。))とあるのは「定める額をいう。))」と、同条第二項中(法第二十七条第三項第一号に規定する額)とあるのは「(法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第一号に規定する内閣府が定める基準により算定した費用の額)と、同条第三項中「支払を」とあるのは「支払を、市町村の同意を得て」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六條及び第七條の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことへの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(附則)

3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九條第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、法第二十八条第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九條第一項第二号ロ」に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七條第三項第一号に規定する額」(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第九條第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額」とあるのは「法附則第九條第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額」と、法第二十八條第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第九條第一項第二号ロ」に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、第四十三條第一項中「法第三十條第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九條第一項第三号イ」に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十條第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)とあるのは「法附則第九條第一項第三号イ」に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イに規定する市町村が定める額」とする。

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七條第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第五十九條第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市町村が認める場合は、第四十二條第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条、第五条、第十三条第二項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）、附則第二条第一項及び附則第三条の規定による基準

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第七条第一項から第六項まで、第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号の規定を準用する部分に限る。）及び第二項（同令第八条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。） 第十四条、附則第二条第二項並びに附則第四条の規定による基準

三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十二条及び第十三条第一項（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九条から第九条の三まで、第十一号（第四項ただし書を除く。）、第十四条の二並びに第三十二条の二（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

2 法第十三条第二項の主務省令で定める基準は、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長、次条及び第三条において同じ。）の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、法第十三条第二項の主務省令で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

（設備運営基準の目的）
第二条 法第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（次条において「設備運営基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）
第三条 都道府県知事は、その管理に属する法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
（学級の編制の基準）
第四条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。
3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

内閣府
○文部科学省令第一号
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

- 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣臨時代理 国務大臣 田村 憲久
- 厚生労働大臣 田村 憲久

第五節 (職員の数等)
 第五條 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員は、常時二人を下つてはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭(指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。)

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二(後段を除く。第七條第三項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

(園舎及び園庭)

第六條 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びハに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて、第十三条第一項において準用する同令第三十二条第八号ロからチまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
一 学級	180
二 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

7 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

二 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
一 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
二 学級以上	$400 + 30 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(園舎に備えるべき設備)

第七條 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
 - 二 乳児室又はほふく室
 - 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗川設備及び足洗用設備
- 2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下つてはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供については、第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の二に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供については、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

- 5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
- 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。
 - 一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積
 - 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積
 - 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積
- 7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
 - 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室
 - 六 会議室
- 八 園具及び教員

(園具及び教員)

第八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教員を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教員は、常に改善し、補充しなければならない。
- 第九 教育及び保育を行う期間及び時間

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第九条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

 - 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下つてはならないこと。
 - 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、四時間とし、園児の心身の発達に程度、季節等に適切に配慮すること。
 - 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む)は、一日につき八時間を原則とする。
- 2 前項第三号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。
- (子育て支援事業の内容)
- 第十 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。
- (揭示)
- 第十一 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。
- (学校教育法施行規則の準用)
- 第十二 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児(以下この条において「園児」という。)」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

第九條の三		第九條の二		第九條		第九條並びに第十一條第二項及び第三項		第九條の見出し		第七條の二第一項		第五條第二項及び第十條第五項		第五條第一項		第四條第二項		第四條第一項		読み替える児童福祉施設設備及び運営に関する基準の規定	
その児童等	入所中の児童等(法第三十條の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第四十七條第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条	児童福祉施設の長	入所中の児童	又は入所	又は入所	入所している者	入所した者	法	児童の	入所している者	最低基準	最低基準	読み替えられる字句	読み替えられる字句	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四條、第五條第一項、第二項及び第四項、第七條の二、第九條から第九條の三まで、第十一條(第四項ただし書を除く。)、第十四條の二、第十四條の三第一項、第三項及び第四項、第三十二條第八号、第三十二條の二(後段を除く。)	並びに第三十六條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	読み替えられる字句	設備運営基準	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
園児	法第四十七條	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四條第一項に規定する園長(以下「園長」という。)	園児	又は入園	園児	園児	園児	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	園児の	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四條第六項に規定する園児(以下「園児」という。)	最低基準	最低基準	読み替えられる字句	読み替えられる字句	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三條第一項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下この条において「設備運営基準」という。)	並びに第三十六條の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	読み替えられる字句	設備運営基準	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句

第二十一条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
第八条	入所している者	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第二項において読み替えて準用する第八条
第十四条の二	利用者	学校、社会福祉施設等
第十四条の三第一項	援助	園児
第十四条の三第三項	入所している者	教育及び保育(満三歳未満の園児についてはその保育。以下同じ)並びに子育ての支援
第三十二条第八号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第三十二条第八号イ	耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物(同号ロに該当するものを除く。)	耐火建築物
第三十二条第八号ロ	施設又は設備	設備
第三十二条第八号ハ	施設及び設備	設備
第三十二条第八号ヘ	乳幼児	園児
第三十二条の二	第十一条第一項	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第十三条第一項において読み替えて準用する第十三条第一項
第三十六条	乳幼児	園児
	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第八条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」

第六十六条第三項	第十三条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条第八号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句

とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第十四条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第一条 施行日から起算して五年間は、第五条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第六条から第八条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第五条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ」とあるのは、「又は」とすることができ。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において既に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六条第三項及び第七項並びに第七条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第六項 第六條 第三項 第六條</p>	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の上欄に掲げる学級数に じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の上欄に掲げる学級数に じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)
学級数	面積(平方メートル)													
以下	330+30×(学級数-1)													
三学級以上	400+80×(学級数-3)													
学級数	面積(平方メートル)													
以下	330+30×(学級数-1)													
三学級以上	400+80×(学級数-3)													
<p>第七項</p>	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものを乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>一 乳児室 一・六五平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくしないものを乗じて得た面積 二 ほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												
<p>第六條 第七項</p>	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の上欄に掲げる学級数に じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の上欄に掲げる学級数に じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)
学級数	面積(平方メートル)													
以下	330+30×(学級数-1)													
三学級以上	400+80×(学級数-3)													
学級数	面積(平方メートル)													
以下	330+30×(学級数-1)													
三学級以上	400+80×(学級数-3)													

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第六條第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>読み替える規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>						
<p>第六條 第三項 第六條</p>	<p>第十三條第一項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準</p>						
<p>第六項 第六條</p>	<p>一 次の上欄に掲げる学級数に じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>一学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>330+100×(学級数-2)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	一学級	180	二学級以上	330+100×(学級数-2)	<p>一 満三歳以上の園児数に じ、次条第一六項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積(平方メートル)							
一学級	180							
二学級以上	330+100×(学級数-2)							

<p>第六條 第七項</p>	<p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 イ 次の上欄に掲げる学級数に じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積(平方メートル)</td> </tr> <tr> <td>以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </table>	学級数	面積(平方メートル)	以下	330+30×(学級数-1)	三学級以上	400+80×(学級数-3)	<p>一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>
学級数	面積(平方メートル)							
以下	330+30×(学級数-1)							
三学級以上	400+80×(学級数-3)							

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(第六條第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようになしければならない。

一 園児が安全に移動できる場所であること。
二 園児が安全に利用できる場所であること。
三 園児が日常的に利用できる場所であること。
四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

○厚生労働省令第六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。
平成二十六年四月三十日

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

厚生労働大臣 田村 憲久

目次

- 第一章 総則（第一条e、第二十一条）
- 第二章 家庭的保育事業（第二十二条e、第二十六条）
- 第三章 小規模保育事業
 - 第一節 通則（第二十七条）
 - 第二節 小規模保育事業A型（第二十八条e、第三十条）
 - 第三節 小規模保育事業B型（第三十一条・第三十二条）
 - 第四節 小規模保育事業C型（第三十三条e、第三十六条）
- 第四章 居宅訪問型保育事業（第三十七条e、第四十一条）
- 第五章 事業所内保育事業（第四十二条e、第四十八条）

附則

第一章 総則

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九、第四十条及び第四十七条の規定による基準
- 二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十一条第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十五条（第三十条、第三十二

条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条及び第四十一条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）、及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十五条並びに附則第二一条から第五条までの規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

- 2 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用して乳児又は幼児満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明らけて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明らけて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であるとする市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- 二 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病欠、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わつて提供する保育をいう。))を提供すること。
- 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第四十一条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器具等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。(家庭的保育事業者等の職員の一般的な要件)

第八条 家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するとき、必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三條の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七條第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するとき、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。))により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するとき、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。))において調理し家庭的保育事業所に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとして、もなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を持する設備を備えなければならない。

一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果したし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 利用乳幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じて利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

- 一 連携施設
- 二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
- 三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であつて、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）

（利用乳幼児及び職員）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求め理由及びその額
- 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

（秘密保持等）

第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行つた保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行つた保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

（設備の基準）

第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- 一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。
- 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。
- 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的に実施すること。

（職員）

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- 一 調理業務の全部を委託する場合
- 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 保育を行つている乳幼児の保育に専念できる者
- 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

（保育時間）

第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)
第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。
 (保護者との連絡)
第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

第一節 通則

(小規模保育事業の区分)
第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二節 小規模保育事業A型

(設備の基準)
第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室(屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

- イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分		施設又は設備
	常用	避難用	
二階	1 屋内階段	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	1 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二十一条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
	2 屋外階段		

三階
 常用
 1 建築基準法施行令第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
 2 屋外階段

四階以上
 常用
 1 建築基準法施行令第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段
 2 建築基準法第二十一条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備
 3 屋外階段

避難用
 1 建築基準法施行令第二百一十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。)
 2 建築基準法第二十一条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
 3 建築基準法施行令第二百一十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

- ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- ニ 小規模保育事業所A型の調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。)以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分とが建築基準法第二十一条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第二百一十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。
- ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
 - 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第三節 小規模保育事業B型

(職員)

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第二十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
 - 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
 - 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の第三十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）
 - 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第四節 小規模保育事業C型

(設備の基準)

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

- 五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

(職員)

第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第二十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

(利用定員)

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の第三十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

(準用)

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第四章 居宅訪問型保育事業

(居宅訪問型保育事業)

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども、子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために保育
- 四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- 五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

(設備及び備品)

第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)
第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。
第五章 事業所内保育事業
 (利用定員の設定)
第四十二条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において「事業所内保育事業者」という)は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう)の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十一人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十一人以上七十人以下	二十人
七十一人以上	二十人

(設備の基準)
第四十三条 事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という)を行う事業所(以下「保育所型事業所内保育事業所」という)の設備の基準は、次のとおりとする。
 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ)及び便所を設けること。
 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
 三 ほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
 五 満二歳以上の幼児(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ)、調理室及び便所を設けること。
 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
 八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びハの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 イ 建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二十七条の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二十七条に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段は、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向けて開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することと認められるものに限る)を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第一号、第三号及び第九号を満たすものとする) 2 建築基準法第二十七条に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
 ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ)以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の部分とが建築基準法第二十九条の二に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 イ スプリンクラー設備その他これに類するものが設けられていること。
 1 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所については、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることはできない。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）
- 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者については、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは、「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）を、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所については、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- 一 乳児 おおむね三人につき一人
- 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人
- 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れられる場合に限る。次号において同じ。）
- 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「法第六条の三第十項第二号」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三條第一項（調理員に係る部分に限る。）、第二十八條第一号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二條及び第四十八條において準用する場合を含む。）、第二十九條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十一條第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十三條第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十四條第一項（調理員に係る部分に限る。）、第四十三條第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十四條第一項（調理員に係る部分に限る。）並びに第四十七條第一項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九條第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六條第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型に関する経過措置)

第四条 第三十一條及び第四十七條の規定の適用については、第二十三條第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一條第一項及び第四十七條第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五條の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

○厚生労働省令第六十二号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改める。

第十二条第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第十三条中「児童福祉施設」の下に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求め理由及びその額

六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員

七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 保育所の運営に関する重要事項

第十四条の三第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第三十二条第八号口の表中

避難用 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

を

避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋外階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かつて開口することの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものに限る）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	---

に改める。

第三十三条第二項中「認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上」と及び「認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上」を削る。

第三十六条の二を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的な外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十六条の三を次のように改める。

第三十六条の三 削除

附則第九十四条を次のように改める。

第九十四条 削除

附則

この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

第九十四条 削除

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

厚生労働大臣 田村 憲久

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第十六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第二項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（以下「利用者」という。）の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。
（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

第三條 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

第六條 放課後児童健全育成事業者と非常災害対策
第六條 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

第七條 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

第八條 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第九條 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開設している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

第十條 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等専攻校卒業業者」という。）であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことに

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認められたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第十一條 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱いはしてはならない。

第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 三 開所している日及び時間
 - 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
 - 五 利用定員
 - 六 通常の事業の実施地域
 - 七 事業の利用に当たつての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 その他事業の運営に関する重要事項
- (放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
- 第十五条** 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- (秘密保持等)
- 第十六条** 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- (苦情への対応)
- 第十七条** 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。
- (開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間
- 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及び保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

平成二十六年六月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。

二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。

七 次のいずれかに該当すること。
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教

育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附 則

1 (施行期日)

この府令は、法の施行の日から施行する。

(就労時間に係る要件に関する特例)

2 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。